

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル4F
TEL: 06-6838-7090
FAX: 06-6838-7091
http://label-bank.co.jp/
support@label-bank.co.jp

第91号

2016年6月30日、いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について(以下「旧」)が、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(以下「新」)へ改定されました。タイトルだけ見ると、「いわゆる」が外れただけに見えるのですが、実際の内容は「全部改定」です。主な変更点についてまとめてみたいと思います。

対象となる食品の定義

旧・健康食品※から保健機能食品を除いた「いわゆる健康食品」が対象。(※健康増進効果、機能等を表示して販売されている食品(栄養補助食品、健康補助食品、サプリメントなど)全般を指すもの)
新・健康増進効果等を表示して販売されている食品(「健康食品」と、保健機能食品)。

「新」では、保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品)について、問題となる表示事例も含め対象に追加されました。また、パブリックコメントへの回答には、「健康食品」の定義がより明確にされていると言えます。

「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」が公表されました

対象となる「健康増進効果等」の定義

ここでは、新旧で大きな変わりはありません。計13項目ありますが、食品表示のみでも確認できる留意事項は、主に(1)ア(2)エと、(2)エの5項目でしょう。(2)の(ア)ウは、規格書などの確認が必要となります。(3)の例としては「ヘルシー」「体にやさしい」が、パブリックコメントの回答に言及されています。

(1)「健康の保持増進の効果」

ア 疾病の治療又は予防を目的とする効果
(例：医薬品の表示)
イ 身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果(例：医薬品の表示)
ウ 特定の保健の用途に適合する旨の効果
(例：特定保健用食品、機能性表示食品の表示)
エ 栄養成分の効果(例：栄養機能食品の表示)
(2)「内閣府令で定める事項」

(2)「内閣府令で定める事項」

ア 含有する食品又は成分の量(例：大豆○○gを含むカルシウム○○mg配合)イ 特定の食品又は成分を含有する旨(例：プロポリス含有、○○抽出エキス使用)ウ 熱量(例：カロリー○○%オフ、エネルギー○○kcal)
エ 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼう

を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果(例：美肌・美白効果が得られます、皮膚にうるおいを与えます)
(3)「健康増進効果等」を暗示的又は間接的に表現するもの
ア 名称又はキャッチフレーズにより表示するもの
イ 含有成分の表示及び説明により表示するもの
ウ 起源、由来等の説明により表示するもの
エ 新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話やアンケート結果、学説、体験談などを引用又は掲載することにより表示するもの

オ 医療・薬事・栄養等、国民の健康の増進に関連する事務を所掌する行政機関(外国政府機関を含む)や研究機関等により、効果等に関して認められている旨を表示するもの

オ 医療・薬事・栄養等、国民の健康の増進に関連する事務を所掌する行政機関(外国政府機関を含む)や研究機関等により、効果等に関して認められている旨を表示するもの

禁止される表示

「新」では、以下のような構造に整理されています。新しく「不実証広告規制」の項目が追加されていることから、ここでの主な留意事項は(1)の「優良誤認表示」であると言えるでしょう。健康に関する表示だけでなく、強調表示全般の確認業務においても非常に重要です。また、インターネット上の口コミサイトやブログ、アフィリエイトなどの用語も、新しく追加されています。

(1)景品表示法上の不当表示

ア 優良誤認表示
イ 有利誤認表示
(2)健康増進法上の虚偽誇大表示
ア 事実と相違する表示
イ 人を誤認させる表示
ウ 「著しく」

問題となる表示例について

特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品についても、それぞれ問題となる表示例(3食品で計10項目)が具体的に記載されています。今回の改正では、もっとも印象的な変更点かと思えます。

例：特定保健用食品(「食後の中性脂肪の上昇を抑える」の許可表示に対し、「食後」という文言を省略し「中性脂肪の上昇を抑える」と表示することにより、効果が継続的にあるかのように表示すること)
例：機能性表示食品(商品自体に機能があるとの根拠を有していないにもかかわらず、届出表示の一部を省略することにより、商品自体に機能性があるかのように表示すること)
例：栄養機能食品(国が定める栄養成分以外の成分の機能を表示すること)

もちろん「保健機能食品以外の健康食品」についても問題となる表示例(7項目)が列挙されています。文書のタイトルは少し変わっただけですが、内容は大きく変わっていますので、新基準移行作業のパッケージデザイン点検のときの参考資料として改めて確認されるとうまいと思えます。(川合)

参照：健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について
http://www.caa.go.jp/policies/policy/representati
on/fair_labeling/pdf/160630premiums_8.pdf
「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方
http://www.caa.go.jp/policies/policy/representati
on/fair_labeling/pdf/160630premiums_7.pdf

「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方
http://www.caa.go.jp/policies/policy/representati
on/fair_labeling/pdf/160630premiums_7.pdf

食品表示実務者のための情報サイト「食品表示ブログ」のお知らせ



いつもラベルバンク新聞を読んでくださりまして、ありがとうございます。昨年末より当コラムの内容を、ブログに読みやすくまとめておりますので、こちらにあらためてご案内いたします。

当社ホームページ、または下記 URL からご確認くださいませ。

<http://www.label-bank.co.jp/blog/>

食品表示ブログ



輸入食品の「グルテンフリー」表示について

輸入食品の「グルテンフリー」表示について

By ラベルバンク編集部 | 2016年7月4日 0 Comment

いいね! 0 シェア ツイート Bookmark 0 G+ 0 Pocket 0

LINEで送る

2016年6月23日、消費者庁より「食品表示の適正化に向けた取組について」が発表されました。定例の監視指導と啓発活動の一環ですが、その項目のなかに「グルテンフリー」がありましたので、今回のコラムでとりあげてみようと思います。

表示の適正化等に向けた重点的な取組の概要

消費者庁から発表されている表示に関する取組のうち、「輸入食品のアレルギー表示の徹底について」の概要は以下のとおりです。

近年、海外から米粉等を使用した「グルテンフリー」と表示された加工食品が輸入されているが、欧米諸国における「グルテンフリー」表示と、我が国における食品表示基準に基づくアレルギー表示とは基準が異なることに鑑み、原材料におけるアレルゲンの混入状況を十分確認の上、適切なアレルギー表示を行うよう啓発パンフレット（別添2）等を活用し、輸入者等の食品関連事業者に対し周知啓発を図る。

新しい食品表示基準での無添加強調表示

新しい食品表示基準での無添加強調表示

By ラベルバンク編集部 | 2015年6月1日 0 Comment

いいね! 0 シェア ツイート Bookmark 0 G+ 0 Pocket 1

LINEで送る

2015年4月1日より新しい食品表示基準が施行されました。「食品表示基準の概要」では、大きく10項目の変更点が記載されていますが、そのなかでまったく新しい規則が新設されたものがあります。それが、「無添加強調表示」です。

「食品への種類無添加に関する強調表示及び食品へのナトリウム塩無添加に関する強調表示（食塩無添加表示を含む）は、それぞれ、一定の条件が満たされた場合にのみ行うことができる。」（『食品表示基準の概要』より）

新基準では、以下の条件が新しく規定されます。

「種類無添加」「砂糖不使用」等

- 1 いかなる種類も添加されていないこと。
 - 2 種類（添加されたものに限る）に代わる原材料（複合原材料を含む）又は添加物を使用していないこと。
- 例) ジャム、ゼリー、甘味の付いたチョコレート、甘味の付いた果実片、非還元濃縮果汁、乾燥果実ペースト等

英語版も毎月少しずつアップしています。

海外との取引の際、日本の食品表示について知っていただくとスムーズに進むことも多いですので、ぜひ一度ご覧ください。

How to use the "Notification Database for the System of Manufacturer's ID Code"

How to use the "Notification Database for the System of Manufacturer's ID Code"

By ラベルバンク編集部 | 2016年7月4日 0 Comment

いいね! 0 シェア ツイート Bookmark 0 G+ 0 Pocket 0

LINEで送る

The "Notification Database for the System of Manufacturer's ID Code" has been released since April, 2016. In this column we will review how to use this database to search for a manufacturing plant, and also explain the process of notifying a Manufacturer's ID Code.

How to use the search tool

Let's first give it a try and see how it works in practice.
Go to the Consumer Affairs Agency website (<http://www.caa.go.jp/>) and look for the "注目コンテンツ"(Spotlights) section (*) located at the bottom of the page.
Then, click on the "製造所固有記号の届出情報を確認される方へ"(For people looking to check information related to the Manufacturer's ID code Notification) link under the "消費者の方"(For consumers) services sub-section. (*as of May 30th, 2016)
A page called "製造所固有記号届出データベース"(Notification Database for the System of Manufacturer's ID Code), now appears on your screen:

Key changes from old to new Standard

Key changes from old to new Standard

By ラベルバンク編集部 | 2016年2月1日 0 Comment

いいね! 0 シェア ツイート Bookmark 0 G+ 0 Pocket 0

LINEで送る

Key changes from old to new Standard (sourced from Q&A for Food Labeling Standards)

Now that detailed requirements as to Manufacture Identification Codes was made available at the end of 2015, the new Food Labeling Standard is ready to be fully implemented. The Q&A for Food Labeling Standards released from the Consumer Affairs Agency—in which some useful labeling examples are presented—will help you better understand the new regulations in this transition period.

In this newsletter, we would like to share with you some key changes relating to food additives, allergens and nutritional information, which are mainly sourced from Q&A for Food Labeling Standards.

(*Some information is obtained from Food Labeling Standard and Enforcement Notification.)

また、「このようなテーマについてまとめてほしい」（がんばって書きます）など、コラムに対するご要望などございましたら、右記までお寄せください。⇒ support@label-bank.co.jp

いつもラベルバンク新聞をお読みくださりまして、ありがとうございます。

食品表示ブログとあわせて、今後とも温かい目で見守ってくださいますと幸いです。（川合）

今月の「お気に入り」言葉

「夏座敷と鯉は縁側がよい」（ことわざ）